

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4 - 5		「巻頭言」（全体） 54ページ下段11-19行目、114ページ囲み上段14行目-中段1行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「国」の定義、「国」と「王朝」との関係）	3-(3)	
2	4	6 - 7	大和朝廷の成立は五世紀より前のことなので、固有名詞や年月日はいっさい伝わりません。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （5世紀以前の大和朝廷について誤解する。）	3-(3)	
3	4	10 - 11	大和朝廷は複数の王朝が連合して発足しましたので、 54ページ下段15-16行目の「大和朝廷は複数の王朝が連合して発足した」も	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （大和朝廷と「複数の王朝」との関係）	3-(3)	
			同様。			
4	4	10 - 11	大和朝廷…その一つの構成国だった大和国は、 54ページ下段15-16行目の「大和朝廷…その一つの構成国だった大和国は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （大和朝廷の成り立ち及び「大和国」）	3-(3)	
			」も同様。			
5	4	注1	「王朝」中、「王朝とは…君主が治める国のこと」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「国」と「王朝」との関係）	3-(3)	
6	4	注2	「日本」中、「大和朝廷は「ヤマト」を自称し、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「「ヤマト」を自称し、」）	3-(3)	
7	7	表	「世界各国略年表」中、「↑前方後円墳出現」	生徒にとって理解し難い表である。 （「前方後円墳出現」と「日本」との関係）	3-(3)	
8	10	下11	古事記 法隆寺	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （10ページ上段5行目には「時代の古い順に並べてみました」とある。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
9	10	上4- 下7	小学校で学んだ人物と文化を、時代の古い順に並べてみましたので、…千利休…吉田松陰…夏目漱石…樋口一葉	生徒にとって理解し難い表現である。 (小学校学習指導要領第2章第2節社会第2各学年の目標及び内容第6学年3内容の取扱い(2)ウに照らして、この申請図書が想定する小学校での歴史学習において扱われた人物であることが分からない。)	3-(3)	
10	11	上10	天保五年（一八三五） 294ページ写真タイトル「福沢諭吉（1835～1901）」も同様。	相互に矛盾している。 (294ページ中段11-下段1行目には、福沢諭吉の生年が「天保五年（一八三四）」とある。)	3-(1)	
11	18	表	年表中、「BC一〇C 米の伝来」 116ページ年表中の「BC10C 米の伝来」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「BC一〇C」「米」)	3-(3)	
12	18	表	年表中、「九六七 撰閣政治が誕生する」 117ページ年表中の「967 撰閣政治が誕生」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (撰閣政治が「誕生」した時期)	3-(3)	
13	18	注1	「支那」中、「現在の日本では一般的に「中国」と呼ばれるが、…この教科書では、1949年以降は中国大陸および中華人民共和国のことを「中国」とし、それ以前は中国大陸およびその王朝	学習指導要領に示す指導計画の配慮事項に照らして、扱いが不適切である。 (第3の1(2)の「小学校社会科の内容との関連…を図るとともに、…全体として教科の目標が達成できるようにする必要があること。）」	2-(1)	
			のことを「支那」と表記して区別する。」 114ページ注6「承久の変」中、「現在は一般的に「承久の乱」と呼ばれてい			
			る。…この教科書では、…「承久の変」で統一する。」、120ページ注1「建武の中興」中、「一般的には「建武の新政」という。…この教科書では「建武の中興」を用いる。」、158ページ			
			注4「琉球国」中、「現在は一般的に「琉球王国」と呼ばれる…本書では…「琉球国」を用いる。」、284ページ注1「支那事変」中、「現在では一般的に「日中戦争」と呼ばれている…こ			
			の教科書では、…「支那事変」を用いる。」、300ページ注3「征台の役」中、「現在では一般的に「台湾出兵」と呼ばれているが、この教科書では、…「征台の役」を用いる。」、335ペー			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			ジ注5「対支要求」中、「現在では一般的に「二十一カ条要求」「対華二十一カ条要求」と呼ばれている。…この教科書では、…「対支要求」を用いる。」も同様。			
14	18	表	年表中、「三・八万年前 打製・磨製石器」 116ページ年表中の「3・8万年前 打製・磨製石器」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (打製・磨製石器について事象の内容が理解し難い。)	3-(3)	
15	18 - 486		支那	生徒にとって理解し難い表現である。 (一般的な表現であるとは言い難く、理解し難い。)	3-(3)	
16	18	注1	「支那」中、「自分たちの国が世界の中心であるという中華思想に基づいて「中国」を自称した例は見受けられる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「自分たちの国」と「中国」を自称」との関係)	3-(3)	
17	18	注1	「支那」中、「「中国」は1949年に成立した中華人民共和国の略称で、それ以前に「中国」という国や地域は存在していない。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中国という呼称について誤解する。)	3-(3)	
18	18	注1	「支那」中、「現在の日本では一般的に「中国」と呼ばれるが、…この教科書では、1949年以降は中国大陸および中華人民共和国のことを「中国」とし、それ以前は中国大陸およびその王朝	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に従っていない。 (「諸資料から歴史に関する様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」)	1-(3)	
			のことを「支那」と表記して区別する。」			
			114ページ注6「承久の変」中、「現在			
			は一般的に「承久の乱」と呼ばれている。…この教科書では、…「承久の変」で統一する。」、120ページ注1「建武の中興」中、「一般的には「建武の新政」という。…この教科書では「建			
			武の中興」を用いる。」、158ページ注4「琉球国」中、「現在は一般的に「琉球王国」と呼ばれる…本書では…「琉球国」を用いる。」、284ページ注1「支那事変」中、「現在では一般			
			的に「日中戦争」と呼ばれている…この教科書では、…「支那事変」を用いる。」、300ページ注3「征台の役」中、「現在では一般的に「台湾出兵」と呼ばれているが、この教科書では、…			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			「征台の役」を用いる。」, 335ページ注5「対支要求」中, 「現在では一般的に「二十一カ条要求」「対華二十一カ条要求」と呼ばれている。…この教科書では、…「対支要求」を用いる			
			。」も同様。			
19	18	注1	「支那」中, 「現在の日本では一般的に「中国」と呼ばれるが、…この教科書では、1949年以降は中国大陸および中華人民共和国のことを「中国」とし、それ以前は中国大陸およびその王朝	学習指導要領に示す社会科の目標に一致していない。 （「調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」）	1-(2)	
			のことを「支那」と表記して区別する。」 114ページ注6「承久の変」中, 「現在では一般的に「承久の乱」と呼ばれてい			
			る。…この教科書では、…「承久の変」で統一する。」, 120ページ注1「建武の中興」中, 「一般的には「建武の新政」という。…この教科書では「建武の中興」を用いる。」, 158ページ			
			注4「琉球国」中, 「現在は一般的に「琉球王国」と呼ばれる…本書では…「琉球国」を用いる。」, 284ページ注1「支那事変」中, 「現在では一般的に「日中戦争」と呼ばれている…こ			
			の教科書では、…「支那事変」を用いる。」, 300ページ注3「征台の役」中, 「現在では一般的に「台湾出兵」と呼ばれているが、この教科書では、…「征台の役」を用いる。」, 335ペー			
			ジ注5「対支要求」中, 「現在では一般的に「二十一カ条要求」「対華二十一カ条要求」と呼ばれている。…この教科書では、…「対支要求」を用いる。」も同様。			
20	18	注1	「支那」中, 「また同国の英語の公式表記である「China」も「支那」(Zhina:チーナ)からきている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「China」呼称の起源）	3-(3)	
21	19	上3-4	この時代の日本人の信仰や自然観はどのようなものだろう。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「この時代」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
22	19	上7-9	第四十代天武天皇の命令によって編纂された二冊の書物が完成しました。『古事記』と『日本書紀』です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『古事記』と『日本書紀』の数え方)	3-(3)	
23	19-20	下18-上1	『旧約聖書』などと比較すると、当時の日本人と欧米人の価値観の違いを知ることができます。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「当時の日本人と欧米人」を比較する基準が不明確なため理解し難い。)	3-(3)	
24	21	下17-18	かつてアフリカには少なくとも六種類の人類が生息していたことが分かっています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アフリカに生息した人類が「少なくとも六種類」程度であったかのように誤解する。)	3-(3)	
25	22	上14-16	約二〇〇万年前から地球は氷河期に入っていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「氷河期」の年代)	3-(3)	
26	23	上8	第一章一のハ 第一章二のロ、ハ、ト、三のロ、ニ、ホ、第二章一のハ、ト、三のイ、ロ、	学習指導要領に示す社会科の目標に一致していない。 (「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」)	1-(2)	
			ニ、四のイ、ハ、ホ、ヘ、ト、チ、第三章一のロ、ハ、ニ、ヘ、二のリ、第四章二のニ、ホ、ト、チ、ル、ヲ、タ、レ、第五章一のヘ、チ、ヌ、ル、ワ、カ、二のロ、ハ、ヘ、三のイ、ニ、			
			ヘ、チ、リ、ヌ、ヲ、カ、ヨ、第六章一のホ、ヘ、二のイ、ニ、ホ、ト、チ、リも同様。			
27	23	上8	第一章一のハ 第一章二のロ、ハ、ト、三のロ、ニ、ホ、第二章一のハ、ト、三のイ、ロ、ニ、四のイ、ハ、ホ、ヘ、ト、チ、第	学習指導要領に示す歴史的分野の目標に従っていない。 (「社会的現象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」)	1-(3)	
			三章一のロ、ハ、ニ、ヘ、二のリ、第四章二のニ、ホ、ト、チ、ル、ヲ、タ、レ、第五章一のヘ、チ、ヌ、ル、ワ、カ、二のロ、ハ、ヘ、三のイ、ニ、ヘ、チ、リ、ヌ、ヲ、カ、ヨ、第六章)		
			一のホ、ヘ、二のイ、ニ、ホ、ト、チ、リも同様。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
28	23	下14-16	磨製石器の出現は、考古学上は、文明成立の条件の一つとされており、 24ページ下段17行目「磨製石器の出現が文明成立の条件となる」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (文明成立の条件)	3-(3)	
29	23	下10-11	日本ではなぜか最も古い年代の石器が磨製石器で、その理由は謎とされています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (打製石器の存在)	3-(3)	
30	23	注2	石器群を認定する4つの基準 (…安定した遺跡立地…)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「安定」の基準が不明)	3-(3)	
31	24	下9-10	今に伝わる人類固有の最初の道具は磨製石器であり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人類固有の最初の道具が磨製石器であるかのように誤解する。)	3-(3)	
32	27	上4-8	大気中の炭素一四の量はほぼ一定ですが、炭素一四は五七三〇年ごとに半減する性質を持っているので、生物が死滅し外界からの炭素一四の供給が断たれると、その存在量が一定の割合で減	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (放射性炭素年代測定法の説明)	3-(3)	
			少していきます。			
33	32	下3-6	日本列島では本格的な食料生産と都市形成の時期は遅れましたが、日本列島から最古級の磨製石器と最古級の土器が発見されていて、日本は独自の文明の起源を持っているといえます。これ	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容Bの(1)のAの(イ)の「東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったこと	2-(1)	
			を日本文明といいます。 31ページ下段3行目、32ページ下段9行目、同ページ下段12-13行目の「日本文明」も同様。	を理解すること。))		
34	32	下3-6	日本列島では本格的な食料生産と都市形成の時期は遅れましたが、日本列島から最古級の磨製石器と最古級の土器が発見されていて、日本は独自の文明の起源を持っているといえます。これ	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のAの「世界の古代文明」については、…諸文明の特徴を取り扱い、生活技術の	2-(1)	
			を日本文明といいます。 31ページ下段3行目、32ページ下段9行目、同ページ下段12-13行目の「日本文明」も同様。	発達、文字の使用、国家のおこりと発展などの共通する特徴に気付かせるようにすること。))		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
35	34	上19 -下2	ハンムラビ王は「ハンムラビ法典」を制定しました。また、月の満ち欠けから太陰暦を發明して一週間を七日とする制度を生み出し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ハンムラビ王が太陰暦を發明し1週7日制を生み出したかのように誤解する。)	3-(3)	
36	40	上9- 11	日本における本格的な水田稲作の開始は定説より約五〇〇年早い紀元前十世紀後半ごろであることが分かったのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (水田稲作の開始年代についての学説状況)	3-(3)	
37	40	下4- 14	従来、水田稲作は朝鮮半島経由で日本にもたらされたと言われてきましたが、…殷と周の政変で日本に亡命した人々が、大陸から直接日本に持ち込み、日本人が朝鮮半島に伝えたとの説が主張	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (水田稲作伝来ルート of 学説状況)	3-(3)	
			されています。			
38	43	下15 -17	「環濠集落を代表する「吉野ヶ里遺跡」」中、「吉野ヶ里遺跡はその後、…離散したと見られています。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「遺跡」が「離散」という表現は理解し難い。)	3-(3)	
39	54	上13 -下3	前方後円墳の出現は、…これほど大きな古墳が造られたことは、一定の規模の国を治める大王が存在していたことを示しています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (古墳時代がはじまった当初から大王がいたかのように誤解する。)	3-(3)	
40	54	下8- 10	最初の前方後円墳が造られてから三世紀中頃までに成立した、大和を中心とする強大な連合王権を大和朝廷といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大和朝廷の成立過程と性格)	3-(3)	
41	54	下14 -19	王権成立の兆しが現れた途端に巨大古墳を造営したとは考えにくく、…このようなことから、日本の歴史は二〇〇〇年以上ともいわれます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本の起源について誤解する。)	3-(3)	
			113ページ囲み上段1-5行目、310ページ囲み下段6-7行目、456ページ下段5-7行目、同ページ下段12-13行目も同様。			
42	54	注1	「大和朝廷」中、「時期により呼称が複数回変化する」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (呼称の理解について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
43	55	上3-6	朝鮮にある前方後円墳は、五世紀後半以降のもので年代が新しく、日本人自身が造ったものと考えられます。そのため、この形の古墳は日本民族独自のものといえます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (前方後円墳の性格)	3-(3)	
44	56	上4	邪馬台国は三〇余りの小国を従えていて、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「三〇余り」)	3-(3)	
45	57	上8-11	「初期の前方後円墳が密集する「纏向遺跡」中、「纏向遺跡は列島で最初に誕生した王権の王都です。そしてその王権が大和朝廷です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (纏向遺跡と大和朝廷との関係)	3-(3)	
46	58	図	3世紀ごろの東アジア	生徒にとって理解し難い図である。 (「姜」「大和」の表現及び雷州半島の塗色)	3-(3)	
47	59	上5-7	倭が三九一年に百済と新羅を従えたと記す高句麗の好太王碑文に、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (好太王碑文に記された、倭と百済・新羅との関係)	3-(3)	
48	59	下16-17	大和朝廷は朝鮮半島南部の任那に「日本府」を置いていたことが分かります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (59ページ注2「任那日本府」中、「任那日本府の性格は…その学説は多岐にわたります」に照らして、朝鮮半島南部の任那に「日本府」が置かれていたこ	3-(3)	
				とが確定しているかのように誤解する。)		
49	60	上10-12	また、『魏志』韓伝の記述から、当時の支那王朝は朝鮮半島の南部は倭国であったと認識していたことが分かります…。	生徒にとって理解し難い表現である。 (60ページ下段15-16行目の「韓は帯方(帯方郡)の南にあり、東西は海をもって限りとなし、南は倭と接し、」に照らして、理解し難い。)	3-(3)	
50	62	上2-下13	『日本書紀』は、神武天皇御即位の後、第二代綏靖天皇から第九代開化天皇までの間に列島内の同盟政策が進められたこと…日本の統一はそれとは異なった背景があります。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
				付かせるよう留意すること。)」)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
51	65	上11-14	そこで大和朝廷は、高句麗に対抗して朝鮮半島南部にある任那（加羅）の軍事指揮権を確実なものにするために、宋（南朝）にたびたび使いを送りました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遣使の目的)	3-(3)	
52	65	下1-2	『宋書』には、倭国が使者を送ってきたとの記述が一〇カ所あり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「一〇カ所」)	3-(3)	
53	65	下15	珍が第十八代反正天皇	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「珍」についての学説状況)	3-(3)	
54	66	図	5世紀ごろの東アジア	生徒にとって理解し難い図である。 (雷州半島の塗色)	3-(3)	
55	66	下2-3	初めて朝鮮半島南部の軍事的支配権が認められ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (倭王武の遣使の成果)	3-(3)	
56	67-68	下16-上1	推古天皇の時代に、対等外交を目指した遣隋使が派遣されるなど、日本の国家運営は独立志向の強いものになります。それは、独自の天下を創り出そうとして支那王朝とのいっさいの関係を	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「雄略天皇の国家戦略」と推古朝の遣隋使との関連)	3-(3)	
			断ち切った、雄略天皇の国家戦略に始まったと考えられます。			
57	71	上8-11	これは、後に述べる公地公民制が採用された結果、豪族たちが私民と私財を使って古墳を造ることができなくなり、中央政府による公葬に移行したためです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大化の薄葬令の内容)	3-(3)	
58	72-75	上9-下18	「ロ 聖徳太子の新政」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (推古朝の政治体制)	3-(3)	
59	74	8-9	冠位十二階と十七条の憲法は、広くいえば、いずれも律令制の始まりと位置づけることができます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「律令制の始まり」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
60	78	下4-5	法隆寺金剛堂の薬師如来像後背銘に	誤記である。 （「金剛堂」）	3-(2)	
61	78	下8-11	その後、平成十年（一九九八）に飛鳥池遺跡出土の木簡に「天皇」の文字が書かれていたことが分かり、遅くとも七世紀半ば（推古朝）までには用いられていたことが判明しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （飛鳥池遺跡出土木簡と推古朝との関係及び推古朝の時期）	3-(3)	
62	81	表	「税の負担」中、「正丁 21～60の男性」	脱字である。 （「21～60の男性」）	3-(2)	
63	84	下3-4	律令国家は、聖徳太子の政治から始まり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （律令国家の始まりについて誤解する。）	3-(3)	
64	86	下13	万葉漢字 88ページ「記紀の対照表」中の「万葉漢字」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （一般的な用語であるかのように誤解する。）	3-(3)	
65	87	図	平城京 見取図 87ページ右下図も同様。	生徒が誤解するおそれのある図である。	3-(3)	
66	89	上5	海原はかまめ立ちつ	脱字である。 （「立ちつ」）	3-(2)	
67	91	上11-12	インドや唐からも多くの僧が参加し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （大仏開眼供養に参加するためインドや唐から僧が渡来したかのように誤解する。）	3-(3)	
68	91	下8-16	そこで天平十五年（七四三）に墾田永年私財法を定め、…この制度が導入されたことで公地公民は崩壊し、荘園制に移行していきます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （墾田永年私財法に関する学説状況）	3-(3)	
69	91	下17-19	また、大仏建立には膨大な資金を要したため、私有地に課税して増えた税収の一部をその費用に充てました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （大仏建立と私有地課税との関係）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
70	92	囲み下 3-5	「男系で継承されてきた皇統」中、「先祖を同じくする二つの家一つに束ねられたといえます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「家」)	3-(3)	
71	93	囲み	「男系で継承されてきた皇統」の「継体天皇をめぐる関係図」「後花園天皇をめぐる関係図」中、丸囲み中の数字 108ページ図「天皇・源氏・平氏関係	生徒にとって理解し難い表現である。 (数字の根拠)	3-(3)	
			図」中、丸囲み中の数字、251ページ図「後桃園天皇と光格天皇の関係図」中、丸囲み中の数字、473ページ図「南北朝の天皇家系図」中、丸囲み中の数字も同様。			
72	95	下3	太政大臣禪師（だじょうだいじんぜんじ） 110ページ14行目の「太政大臣（だじょうだいじん）」、141ページ17行目	生徒にとって理解し難い表現である。 (82ページ図「律令政治の仕組み」中、「太政大臣（だじょうだいじん）」に照らして、理解し難い。）	3-(3)	
			の「前太政大臣（さきのだじょうだいじん）」、154ページ上段3行目の「太政大臣（だじょうだいじん）」、209ページ上段13行目の「太政大臣（だじょうだいじん）」も同様。			
73	98	下10 -12	桓武天皇は、東北や九州などの辺境を防衛する兵士を除き、民衆の兵役はすべて廃止しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (桓武天皇の時代の民衆の兵役)	3-(3)	
74	99	図	平安京 見取図	生徒が誤解するおそれのある図である。 (北辺の条坊)	3-(3)	
75	101	上15	天皇の役割を担う摂政	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (摂政の役割)	3-(3)	
76	101	下2- 5	貞観八年（八六六）の応天門の変で、大伴氏、紀氏が没落し、藤原氏の隆盛は決定的になったため、そのようなことが可能になったのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (藤原良房の摂政就任と応天門の変の時系列)	3-(3)	
77	101	下3	紀氏（きうじ）	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
78	102	下5-6	貴族の間で流行していた漢詩	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (貴族と漢詩との関係)	3-(3)	
79	103	左下図	「源氏物語画帖」中、「尊純法親王筆」 同ページ右下図「源氏物語画帖」中、「尊純法親王筆」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (絵を描いた絵師について誤解する。)	3-(3)	
80	104	上9-10	『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』が編纂されたのもこの時代です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『続日本紀』以下の五つの国史の編纂時期)	3-(3)	
81	104	下2	安定した摂関政治が続くと、官職の世襲化が進み、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (安定した摂関政治と官職の世襲化との関係)	3-(3)	
82	104	下8	班田収受法	誤植である。 (「収受」)	3-(2)	
83	104	下13-14	延喜二年(九〇二)には、適正な手続きを経ない荘園を没収する延喜の荘園整理令を発し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (延喜の荘園整理令の内容)	3-(3)	
84	106	上7-9	朝廷は収入を確保するため新たに荘園を与えたため、さらに荘園が増える結果になりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (荘園増加の理由)	3-(3)	
85	106	下14-17	藤原氏庶流…地方でも特別な存在になっていきます。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「藤原氏庶流」では「地方でも特別な存在」であることが理解できない。)	3-(3)	
86	107	下9-10	この二つの乱を合わせて承平・天慶の乱といいます。	生徒にとって理解し難い表現である。 (107ページ上段1-下段2行目「平将門は、天慶二年(九三九)に常陸国、下野国、上野国の国府を攻め落として…これが平将門の乱です」に照らして、理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
87	109	下1-3	摂関政治が主に天皇や院の母方の祖父（藤原氏）が実権を握るのに対して、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (摂関政治と「院」との関係)	3-(3)	
88	110	10-11	平治の乱は、平治元年（一一五九）に平氏と源氏の勢力争いにより起きた争乱で、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平治の乱の原因)	3-(3)	
89	111	写真説明	「壇ノ浦の戦い」中、「『源平八島檀之浦長門国赤間関合戦』」	不正確である。 (原図のタイトルと相違)	3-(1)	
90	112	上3	『吾妻鏡』 治承四年四月九日	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「九日」)	3-(3)	
91	112	上8-14	以仁王の勅を奉じ、次のように言う。 …諸寺の高僧を引き寄せて修学の僧徒を禁獄し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「以仁王の勅を奉じ、次のように言う。」「引き寄せて」)	3-(3)	
92	113	囲み上5-9	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「宇多天皇の寛平年間（八八九～八九七）に一〇名の滝口の武士が置かれるまで、警備らしい警備も行われていませんでした。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (滝口の武士が置かれるまでの警備状況)	3-(3)	
93	113	中14-下4	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「鎌倉時代末期の元徳三年（一三三一）から明治二年（一八六九）までの五三八年間、内裏（天皇が居住し儀式や公務を執り行った場所）として使	生徒にとって理解し難い表現である。 (京都御所より前の内裏の存在)	3-(3)	
			用された京都御所こそが本来の皇居の姿といえます。」			
94	114	囲み上1-3	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「京都御所の前身で、平安時代に用いられた大内裏も、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (京都御所と平安時代の大内裏との関係)	3-(3)	
95	114	注6	「承久の変」中、「戦前までは「承久の変」が一般的だった。挙兵した後鳥羽上皇が乱の首謀者であるとの見解に立てば「承久の乱」が、…ふさわしい。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「承久の乱」の呼称についての学説状況)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
96	114	囲み中 9	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「承久の変」 114ページ注6タイトル、120ページ年表中1221年の項、125ページ上段1行目	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
			, 126ページ上段4行目, 168ページ下段5-6行目, 169ページヘッダー, 192ページ年表中1221年の項, 194ページ表「中世のまとめ」「政治」中の「承久の変」, 462ページ表中1221年の項			
			「承久の変(承久の乱)」, 471ページ図11タイトル, 凡例中の「承久の変後に……国」, 及び右下囲み「承久の変の結果」も同様。			
97	116	表	年表中, 「672 国史の編纂が開始」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国史の編纂開始が672年の出来事であるかのように誤解する。)	3-(3)	
98	117	表	年表中, 「935 平将門の乱」 462ページ「政権担当者・出来事対照表」中, 「平安時代」の「935-940 平将門の乱」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (107ページ上段1-下段2行目「平将門は、天慶二年(九三九)に常陸国、下野国、上野国の国府を攻め落として…これが平将門の乱です」に照らして、平将門の乱がはじまった年について理解し難い。)	3-(3)	
99	117	表	年表中, 「1075 [] が170年ぶりに親政を開始」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年次及び親政が行われなかった期間)	3-(3)	
100	118	囲み	「古代のまとめ」の「文化」中, 「ア遣唐使の派遣が中止されたことから、平安時代中期に貴族を中心として栄えた日本特有の文化」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遣唐使の派遣中止と国風文化との関係)	3-(3)	
101	120	表	年表中, 「一三三四 建武の中興が始まる」 463ページ「政権担当者・出来事対照表」中, 「鎌倉時代」の「1334 建武	生徒にとって理解し難い表現である。 (153ページ「天皇権の盛衰」中の「一三三三 建武新政」に照らして、理解し難い。)	3-(3)	
			の中興」も同様。			
102	120	表	年表中, 「建武の中興が始まる」 120ページ注1タイトル, 142ページ下段1行目, 143ページ下段17-18行目, 145ページ下段9行目, 193ページ年表	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			中1333年の項, 194ページ表「中世のまとめ」「政治」中の「建武の中興」, 463ページ表中1334年の項, 及び473ページ図15タイトル「建武の中興のときの戦い」も同様。			
103	121	下7-8	頼朝は平泉に派兵し、義経と奥州藤原氏を討ちました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (義経が討たれた経緯)	3-(3)	
104	121	注2	「鎌倉幕府の成立」中, 「鎌倉幕府の成立年については諸説あり、…建久3年のほか、文治元年(1185)に…とき、また寿永2年(1183)に…ときとする説がある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鎌倉幕府の成立年について, 建久3年, 文治元年, 寿永2年に限定されるかのように誤解する。)	3-(3)	
105	122	右上図	タイトル「源頼朝」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の学説状況に照らして、この像を源頼朝像とするのは断定に過ぎ、誤解するおそれのある表現である。)	3-(3)	
106	122	下図	「鎌倉幕府の仕組み」中, 「問注所」	生徒にとって理解し難い図である。 (他の機関との関係)	3-(3)	
107	124	図	「源氏将軍家・北条氏関係図」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「頼経」「頼嗣」)	3-(3)	
108	125	上2-3	武家政権が成立したこと自体、朝廷にとっては由々しきことでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝廷側の鎌倉幕府に対する認識)	3-(3)	
109	125	下13	「天皇には弓は引けぬ、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「天皇」)	3-(3)	
110	125	下14	弦(げん) 181ページ「承久の変」中, 「弦(げん)」も同様。	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	
111	126	上18-19	幕府は京都に六波羅探題を置いて朝廷を監視し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (六波羅探題設置の主たる目的)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
112	126	下3	「『承久記』後鳥羽上皇の院宣」 125ページ上段14行目「『承久記』後鳥羽上皇の院宣」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「院宣」)	3-(3)	
113	126	下5	「北条泰時」 126ページ下段8行目「泰時」, 126ページ下段8-9行目「泰時」も同様。	誤りである。 (「泰時」)	3-(1)	
114	126	下5-13	近頃、勅命を下しても、…思うところがある者は、院庁に参って申し述べ、そのうえで判断せよ。そもそも国司や荘園領主は、…乱行や干渉をすべきではない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「近頃、勅命を下しても」「申し述べ、そのうえで判断せよ」「すべきではない」)	3-(3)	
115	129	上13-18	このように執権の力が強くなっていくなかで、北条時宗の執権期に北条得宗家に権力が集中していきました。…合議制だったこれまでの執権政治から、北条得宗家による専制政治に移行しま	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (得宗専制政治への移行時期)	3-(3)	
			す。これを得宗専制政治といいます。			
116	131	下17	八代執権・北条時宗はこれを断り、 136ページ下段16行目「北条時宗はなぜ元からの要求を断ったのだろうか？」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (132ページ上段2-3行目「二つの国書が無視されたことで、」に照らして、北条時宗がとった態度を誤解する。)	3-(3)	
117	132	上12	高麗王が日本侵略を進言した	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ上段6-8行目「高麗の王子（後の忠烈王）が、…日本に侵攻するようにフビライ・ハンに助言したのです」に照らして、「日本侵略を進言した」	3-(3)	
				人物について誤解する。)		
118	133	下段右側説明	およそ勤に預かった者は百二十余人あったが	生徒にとって理解し難い表現である。 (「勤に預かった」)	3-(3)	
119	137	囲み下4-5	「服属を拒絶する日本の気概」中、「帰国は由緒を顧みずに、」	誤植である。 (「帰国」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
120	138	上15-16	得宗家の家臣である御内人が幕政を支えるようになり（得宗専制政治）、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (得宗専制政治の意味)	3-(3)	
121	143	上4-6	後醍醐天皇は保元の乱以来、衰退していた朝廷から切り離されていた政治権力を取り戻すため、倒幕を計画しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (保元の乱以降、朝廷が政治権力を失っていたかのように誤解する。)	3-(3)	
122	143	下1	「廢帝（はいたい）」	表記が不統一である。 (126ページ上段11行目「承久の廢帝（はいてい）」のルビ)	3-(4)	
123	143	注3	「正中の変、元弘の変」中、「一般的には「正中の乱」「元弘の乱」と呼ばれている。…この教科書では、後者の見解に立ち「正中の変」「元弘の変」と表記する。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「正中の変」「元弘の変」の呼称についての学説状況)	3-(3)	
			463ページ「政権担当者・出来事対照表」中、「鎌倉時代」の北条高時の項も同様。			
124	143	注3	「正中の変、元弘の変」中、「挙兵した後醍醐天皇が」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (後醍醐天皇が挙兵したかのように誤解する。)	3-(3)	
125	143	注3	「正中の変、元弘の変」中、「と称するのがふさしい」	脱字である。 (「ふさしい」)	3-(2)	
126	144	8-10	しかし、征夷大將軍に任命されなかったことを不満に思った尊氏は、建武政権の機関には参加せず、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (足利尊氏が征夷大將軍任命を求めた時期)	3-(3)	
127	145	下5-7	後醍醐天皇はやむなく吉野へ逃れ南朝を開き、尊氏は京都で新たに光厳院の弟を擁立して北朝二代光明天皇として北朝を開きました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
128	146-147	囲み	「神宮の御用材」(全体)	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。 (142-146ページの主たる記述に対応した内容になっていない。)	2-(13)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
129	148	13-14	正式に先帝から皇位を受け継いだ事実もありませんでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (光明天皇の即位の経緯)	3-(3)	
130	148	図説明	「室町第（花の御所）」中、「狩野永徳筆（上杉本陶板）『洛中洛外図』」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (狩野永徳と「上杉本陶板」との関係)	3-(3)	
131	149	1-6	幕府は…武士たちを天皇の力によって束ねようとし、将軍を補佐する管領には足利一族の有力な守護大名であった細川氏や畠山氏などが交代で就きました。しかし、…尊氏は将軍として強い	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (管領が置かれた時期)	3-(3)	
			権限を揮うことはできませんでした。			
132	149	11-12	各地の守護たちは荘園や公領を自らの土地に組み入れ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (守護と荘園や公領との関係)	3-(3)	
133	151	上2	南北朝の争乱のなかで成立した武家社会	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (武家社会の成立時期)	3-(3)	
134	151	下2-5	讓国者に見立てられた人物は上皇でないばかりか、出家して尼となっていたため皇族ですらなく、天皇の臣下が天皇を任命するという離れ業をやったのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (広義門院藤原寧子の立場)	3-(3)	
135	152-154	15-上1	明德四年（一三九三）に後円融院（北朝第五代天皇）が崩御となると、上皇の権限は義満が掌握することとなり、残された形式的な官位任免権も義満が握ることになりました。天皇に残され	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天皇と室町幕府の将軍との関係)	3-(3)	
			た権限は、将軍を任命することと皇室領関係のわずかな事例を残すのみとなりました。			
136	153	図	「天皇権の盛衰」中、「一一九二 鎌倉幕府の成立」 192ページ年表中、「1192 鎌倉幕府の成立」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一一九二年の事象について誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
137	153	図	「天皇権の盛衰」（全体）	生徒にとって理解し難い図である。 （「権力」と「権威」の欄の、グラフの示す内容が理解し難い。）	3-(3)	
138	154	上14 -19	こうして権力の頂点を極めた義満は、次男の義嗣の元服式を宮中で、しかも親王待遇で行いました。…義満には息子を皇族にし、ひいては天皇に即位させて皇位を奪う意図があったと見られて	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （足利義満の「皇位を奪う意図」に関する学説状況）	3-(3)	
			ています。			
139	154 - 155	下15 -上2	明の洪武帝は我が国に朝貢と倭寇の取り締まりを求め、九州の大宰府にあった南朝の懐良親王を日本の王とみなし、使節を送ってきました…。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （明の外交交渉の相手）	3-(3)	
			155ページ上段10-11行目の「正平二十四年…洪武帝が最初に懐良親王のもとに使節を派遣したときは、」も同様。			
140	154 - 155	下16 下11	九州の大宰府にあった南朝の懐良親王を日本の王とみなし、使節を送ってきました…蒙古の先例により兵を送らなかったと記録されています。	題材の選択が具体的な事項に偏っており、全体として調和がとれていない。	2-(5)	
			156ページ下段4-157ページ上段19行目「文献史料 『明史』懐良親王から洪武帝への返書…いただきたい。」も同様。			
141	154 - 155	下16 下11	九州の大宰府にあった南朝の懐良親王を日本の王とみなし、使節を送ってきました…蒙古の先例により兵を送らなかったと記録されています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （懐良親王が冊封された経緯）	3-(3)	
142	156	上1- 3	義満は「日本国王源道義」（道義は義満の法号）と明記した上表文を送って	不正確である。 （上表文での義満の署名）	3-(1)	
143	156	上18 -19	蒔絵…を輸出しました。	生徒にとって理解し難い表現である。 （輸出品目）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
144	157	下2-4	琉球はどのような国際的な役割を担っていたのだろうか。 琉球の文化にはどのような特徴があるのだろうか。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(2)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	
145	157	下6-13	琉球の人々の由来について…源為朝が琉球に現れ、その子が琉球王家の始祖・舜天(初代中山王)だということです。琉球国の正史に明記されていることから、編纂当時の琉球国の公式な考え	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
			方がこのようなものであったことがわかります。	付かせるよう留意すること。)		
146	158	下6-7	琉球国 157ページ下段7行目, 11行目, 12行目, 158ページ上図タイトル, 説明, 同ページ下図説明, 同ページ注4タイト	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
			ル, 227ページ上段7行目, 229ページ上段2-3行目, 230ページ下段9行目, 18行目, 301ページ上段16行目, 483ページ図33「廃藩置県」中, 凡例の「琉球国は翌年の…管轄」も同様。			
147	160	図説明	「アイヌのイオマンテ」中, 「当時のアイヌの人々の世界観を知ることができる」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (図が中世のものであるかのように誤解する。)	3-(3)	
148	161	下15-16	禁裏御料や公家の所領の多くが下剋上の風潮の影響で失われ、	生徒にとって理解し難い表現である。 (167ページ16-17行目「朝廷の御料地(領地)も下剋上の風潮の影響で減っていきました。」に照らして, 理解し難い。)	3-(3)	
149	167	図	「戦国大名と分国支配・分国法」中, 「北条氏康」「早雲寺殿廿一箇条」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「北条氏康」と「早雲寺殿廿一箇条」との関係)	3-(3)	
150	168	4-5	頼朝が義経と奥州藤原氏を滅ぼすと、全国を支配下に置くようになり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「頼朝が義経と奥州藤原氏を滅ぼす」経緯と, 「全国を支配下に置くようにな」ることとの関係)	3-(3)	
151	168	15-16	室町幕府の統治機構は機能不全に陥り、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の室町幕府の実態)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
152	168	写真	龍野城の城下町	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中世の城下町であるかのように誤解する。)	3-(3)	
153	169 - 186		「承久の変」(全体)	題材の選択が具体的な事項に偏っており、全体として調和がとれていない。	2-(5)	
154	169 - 186		「承久の変」(全体)	取り上げられている事項は、典拠に信頼性のある適切なものが選ばれていない。	2-(9)	
155	169 - 186		「承久の変」(全体)	著作権法上必要な著作者名が示されていない。	2-(10)	
156	169 - 186		「承久の変」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (想像物であることが明示されておらず、全てが史実であるかのように誤解する。)	3-(3)	
157	170		「承久の変」中、北条政子が御家人に直接姿を見せて演説している描写。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (126ページ下段16-127ページ上段11行目で『吾妻鏡』承久三年五月十九日の条文を引用しているのに照らして、北条政子の演説の様子を誤解するおそれがある。)	3-(3)	
158	170		「承久の変」中、「だけど降伏したら幕府失くなっちゃうし…」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (126ページ下段8-11行目「泰時を討伐せよ。…守護と地頭らで思うところがある者は、院庁に参って申し述べ、」に照らして、後鳥羽上皇の意図について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
159	170		「承久の変」中、「京の貴族に犬のようにこき使われていたところを救ったのは誰ですか…亡き源頼朝様でしょう」	生徒にとって理解し難い表現である。 (127ページ上段2-5行目「亡き頼朝公が朝敵を征伐して関東に幕府を開いてから、…頼朝公の御恩は、山岳よりも高く大海よりも深いのです。」との関係	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
				が理解し難い。)	
160	172		「承久の変」中、「まさか朝廷を…天皇を倒すなんて」 175ページ「上皇に楯突く…いえ刃向かうのです」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (127ページ上段8行目「早く逆臣を討ち取り」に照らして、派兵の目的を誤解する。)	3-(3)
161	173		「承久の変」中、「頼朝様への御恩のため武士達は立ち上がっている」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (御恩の方向性)	3-(3)
162	173		「承久の変」中、「ああっ！京が見えました！」 177ページ「そうだ…そうだった！！」-181ページ「千人が一人になるまで	生徒にとって理解し難い表現である。 (127ページ上段13行目「かくてうち出でぬる又の日、」に照らして、泰時が「京が見え」てから鎌倉に戻ったとするのは理解し難い。)	3-(3)
			も戦うべし！」も同様。		
163	173		「承久の変」中、「京都御所」	生徒にとって理解し難い表現である。 (113ページ囲み「京都御所にはなぜお堀がないのか」中段14-下段3行目「鎌倉時代末期の元徳三年（一三三一）から…内裏…として使用された京都御所」	3-(3)
				に照らして、理解し難い。)	
164	173		「承久の変」中、「約四万騎だとか…」	生徒にとって理解し難い表現である。 (125ページ下段8行目「およそ一九万騎」に照らして、理解し難い。)	3-(3)
165	174		「承久の変」中、囲みの「草薙の剣が『壇ノ浦の戦い』にて一度失われ、その期間に後鳥羽天皇として即位。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (後鳥羽天皇の即位が壇ノ浦の戦いの後であるかのように誤解する。)	3-(3)
166	185		「承久の変」中、「隠岐（島根）」以降の後鳥羽上皇の姿。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (後鳥羽上皇が俗体のまま隠岐に配流されたかのように誤解する。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
167	189	表	年表中、「由比郷（ゆいきょう）」	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	
168	192	表	年表中、「1192 後鳥羽天皇が源頼朝を…政権を委任」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「政権を委任」)	3-(3)	
169	193	表	年表中、「1392 能や狂言が発展する(1392～)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (能や狂言が発展しはじめた時期)	3-(3)	
170	193	表	年表中、「李氏朝鮮が朝鮮半島を統一(1392)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (表記が適切でないため理解し難い。)	3-(3)	
171	203	下3-4	戦後期、朝廷は軍事的に中立を保ってきましたが、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「戦後期」)	3-(3)	
172	210	上14-17	豊臣秀吉はどのような対外政策をとったのだろう。…豊臣秀吉はなぜキリスト教を制限したのだろう。	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(3)の「課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける」)	2-(1)	
173	210	上16	豊臣秀吉はなぜ朝鮮に出兵したのだろう。	誤植である。 (「はぜ」)	3-(2)	
174	216	上図	洛中洛外図巻	生徒が誤解するおそれのある図である。 (桃山文化の時代の作品と誤解する。)	3-(3)	
175	222	上8-10	「禁中並公家諸法度」中、「一、近年はみだりに紫衣勅許が行われているが、今後は、その人物がふさわしいかよく確かめてから紫衣を与えるべき。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (紫衣を与えるかのように誤解する。)	3-(3)	
176	222	上11-下3	武家諸法度	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (制定年と条項の内容)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
177	224	上13 -14	「徳川家康が天皇を統制下に置いた意味」中、「天皇との通行権は徳川氏が独占するなど、」 224ページ囲み下段13行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「通行権」）	3-(3)	
178	224	下11 -14	「徳川家康が天皇を統制下に置いた意味」中、「孝明天皇が水戸藩に「戊午の密勅」を下すことで、徳川氏による天皇への通行権の独占が崩れたのは、」	生徒にとって理解し難い表現である。 （水戸藩も徳川氏であるため、理解し難い。）	3-(3)	
179	226	下3	実儀なく	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「実儀」）	3-(3)	
180	227	上6- 下15	薩摩藩は、…慶長七年（一六〇二）に、難破した琉球船が仙台藩に漂着する事件が起きました。…（文献史料「島津氏から尚氏への最後通牒」参照）。	題材の選択が具体の事項に偏っており、全体として調和がとれていない。	2-(5)	
			229ページ上段2行目-4行目「琉球国の歴史書には、…（文献資料『球陽』参照）。」、230ページ上段8行目-下段18行目も同様。			
181	227	下6- 7	幕府から薩摩藩に「琉球征伐」の命令が下りました。 280ページ年表1609年の項、463ページ「政権担当者・出来事対照表」中、「	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「征伐」）	3-(3)	
			江戸時代「徳川秀忠」の1609年の項も同様。			
182	227	下17 -18	薩摩藩は琉球に出兵して薩摩の管理下に置きました。 298ページ下段18-19行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「管理下に置きました」）	3-(3)	
183	228	右下図	「長崎湾の出島の景色」中、「出島は…鎖国下の日本において、唯一、欧米に開かれた場所であった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「欧米」）	3-(3)	
184	229	上5	蝦夷地の南部は松前藩が領地とし、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （蝦夷地と松前藩との関係）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
185	229	下3	ジャクシャインの乱 463ページ「政権担当者・出来事対照表」中、「江戸時代」「徳川家綱」の項も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「乱」では、アイヌの蜂起の性格について誤解する。）	3-(3)	
186	229	下4-5	松前藩が交易の大部分を請け負うようになり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （松前藩の交易の状況）	3-(3)	
187	229	下14-15	九州の出島では、キリスト教を布教しない清国船とオランダ船のみは貿易が許可されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出島と清国船との関係）	3-(3)	
188	230	下6	『球陽』二四九号	生徒にとって理解し難い表現である。 （「二四九号」）	3-(3)	
189	234	下1-2	世襲親王家が一官家しかないことは、	相互に矛盾している。 （234ページ下段3行目に「一官家増やして四官家とする」とある。）	3-(1)	
190	235	上8-下1	林羅山から連なる林家を重用して、これを幕府の正学としました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （正学とした時期）	3-(3)	
191	242	15-19	湯島（東京都）に幕府直轄の昌平坂学問所を作って学問や武術を奨励しました。…昌平坂では朱子学以外の学問が禁じられ（寛政異学の禁）、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時系列）	3-(3)	
192	243	下8-10	幕府は武士（士）・百姓（農）・職人（工）・商人（商）の身分の区別を進めました。 287ページ下段2行目、288ページ「明	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （江戸時代の身分制度について）	3-(3)	
			治初期の人口構成」の説明中の「士・農・工・商の身分制度を廃止し、」も同様。			
193	253-274		「ヲ イギリス革命とアメリカ独立戦争」「ワ 啓蒙思想とフランス革命」「カ イギリス産業革命と資本主義」「ヨ 欧米諸国の世界進出」「ソ ペリー来航と開国」「ツ 幕府の衰退と	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容Cの(1)「近代の日本と世界」のAの(ア)の「欧米諸国における産業革命や市民革命、アジア諸	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			大政奉還（全体） 278ページ囲み「幕末新聞」も同様。	国の動きなどを基に、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解すること。」及び（イ）の「開国とその影響…を基に、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解すること。」）		
194	259	図	押し寄せる列強	生徒が誤解するおそれのある図である。 (浦賀の位置)	3-(3)	
195	262	上右図	水野忠邦…椿椿山筆（首都大学東京図書情報センター蔵、…）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (所蔵館名)	3-(3)	
196	266	3-7	井伊は朝廷の意向を無視して、日米修好通商条約を締結し、箱館に続いて新たに神奈川（横浜）、新潟、兵庫（神戸）、長崎の四港を開港することになりました。この条約により開港地に居	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (四港が同時に開港されたかのように誤解する。)	3-(3)	
			留地が設けられ、アメリカ人は自由に貿易ができるようになりました。			
197	281	表	年表中、「1842 天保の薪水給付令」 278ページ「幕末新聞」も同様。	誤記である。 (「給付令」)	3-(2)	
198	283 - 412		「第五章 近代」（全体）	題材の選択が終戦の過程に偏っており、全体として調和がとれていない。	2-(5)	
199	284	表	年表中、「一九四一 大東亜戦争が起こる」 285ページ注2、376ページ上段19行目、395ページ上段7行目、411ページ年	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (広く普及している名称との関係)	3-(3)	
			表、429ページ上段9行目、430ページ上段8行目も同様。			
200	284	表	年表中、「一九三七 支那事変(日中戦争)が起こる」 284ページ注1タイトル、285ページ注2、351ページ囲み下段19行目、357ペー	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			ジ上段3行目, 4行目, 358ページ上段18行目, 360ページ写真説明中の「支那事変」, 下段2行目, 362ページ下段11行目, 366ページ上段7行目, 395ページ上段6行目, 411ページ年表中1937			
			年の項, 及び464ページ表中昭和12年の項も同様。			
201	286	上12-13	明治天皇は明治元年（一八六八）に、五箇条の御誓文を發布して、	生徒にとって理解し難い表現である。 (286ページ上段17行目に「五箇条の御誓文（慶応四年三月十四日、…）」とある。)	3-(3)	
202	288	左グラフ	「明治初期の人口構成」説明中、「（関山直太郎『日本の人口』…より）」	誤植である。 （「直太郎」）	3-(2)	
203	298	上13-17	寛政十一年（一七九九）に江戸幕府が幕臣の近藤重蔵を派遣して北方領土の直接統治を始め、国後島から択捉島にかけて調査し、択捉島に「大日本恵登呂府」と書いた標柱を建てました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
204	300	表	「明治・大正期の沖縄」中、「【明治】7年 征台の役（台湾出兵）」 300ページ注3も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
205	306	下6-7	立法は議会の協賛（助言）に基づいて行われなければならない、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (306ページ下段6行目「各大臣の輔弼（助言）」に照らして、「協賛」と「輔弼」が同一の行為であるかのように誤解する。)	3-(3)	
206	309	上17-18	「国憲起草の勅語」中、「ソレ宜ク汝等之カ草案ヲ起創シ、」	不正確である。 (「ソレ宜ク汝等」)	3-(1)	
207	319	下13-15	アジアにおいて国家の独立を保っていたのは日本を含め、シヤム（タイ）とペルシア（イラン）しかありませんでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時のアジアにおける独立国の状況)	3-(3)	
208	323	10-11	明治天皇は戦争の最中、次の御製を詠みました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (御製が詠まれた時期)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
209	328	上1	朝鮮併合 328ページ下段6行目「朝鮮の併合」、 同ページ下段8行目、同ページ下段13 行目、329ページ上段17行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (国名の表記法が理解し難い。)	3-(3)	
210	328	上14 -15	明治四十年年度の大韓帝国の歳入は七八 四万円しかありませんでしたが、	不正確である。 (「七八四万円」)	3-(1)	
211	328	下6- 9	しかし、明治四十二年(一九〇九)、 …この事件をきっかけに日本では朝鮮 併合の機運が高まり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (併合に至る経緯)	3-(3)	
212	334	下7	対支要求 335ページ下段3行目、4行目、16行目 、注5タイトル、410ページ年表中1915 年の項も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
213	335	9-1 0	我が国は後のワシントン会議において 山東半島の返還に合意しますが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ワシントン会議において山東半島返還に合意した かのように誤解する。)	3-(3)	
214	339	表	「国際協調時代の主な条約」中、「四 カ国条約」の内容の「日英同盟は破棄 された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「破棄」)	3-(3)	
215	339	下図	「南洋諸島委任統治領」(全体)	生徒が誤解するおそれのある図である。 (委任統治領の範囲)	3-(3)	
216	339	表	「国際協調時代の主な条約」中、「九 カ国条約」「参加国」の「支」、及び 「山東懸案解決条約」「参加国」の「 支」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
217	347	上10 -下3	この事件は、…関東軍の一部軍人による 暗殺といわれていますが、ソ連の特 務機関が関東軍の仕業に見せかけて行 ったと主張する学者もいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (張作霖爆殺事件についての学説状況)	3-(3)	
218	351	囲み	「満州では歓迎された満州国建国」(全 体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱 いが不適切である。 (内容の取扱い(4)のアの「国際協調と国際平和の 実現に努めることが大切であることに気付かせるよ うにすること」)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
219	357	下13 -15	北京郊外の盧溝橋付近で夜間演習をしていた日本軍に対して国民革命軍が発砲したため、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (盧溝橋事件発生 of 経緯)	3-(3)				
220	358	上11 -12	全面戦争となったもう一つの要因として、七月二十九日未明に起きた通州事件があります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (通州事件解決の結果に関して誤解する。)	3-(3)				
221	358 - 360	下13 上10	現在、中華人民共和国政府は、…これに対して日本の学界では、中規模あるいは小規模な虐殺はあった、虐殺はほとんどなかった、虐殺はなかった、といった学説が主張されていて、…三〇	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (学説と主張との区別)	3-(3)				
			万人大虐殺の根拠はいまだ示されたことがありません。						
222	362	上10	昭和十五年には紀元二六〇〇年を祝うために、	生徒にとって理解し難い表現である。 (西暦紀元と混同する。)	3-(3)				
223	370 - 371	13- 上4	昭和天皇は、東條を首相に任命するにあたり、九月六日の御前会議の決定を白紙に戻すように命ぜられ、…近代日本の憲政史上、政府と統帥部が決定した国策が、結果的とはいえ天皇の言葉	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「白紙還元 of 御詔」 of 意義)	3-(3)				
			によって覆った最初で最後の出来事となりました。これを白紙還元 of 御詔といいます。						
224	376	下13 -15	しかし、日本軍がアジア地域で欧米の軍隊と戦うにあたり、民衆の多くが犠牲になった地域もあります。市街戦に巻き込まれた民衆もいました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本軍とアジアの民衆との関係)	3-(3)				
225	382	中14 -15	囲み「対米戦争に勝算はあったのか」中、「日清戦争と日露戦争は勝ち目のない戦争でしたが、」	生徒にとって理解し難い表現である。 (314ページ下段18行目-316ページ上段2行目、321ページ下段3行目-323ページ7行目に照らして、理解し難い。)	3-(3)				
226	398 - 400	上21 -下1	「真岡郵便電信局事件」中、「当時、…電話交換業務は、戦闘中でも継続する必要がありますが、八月十六日に残留組を募りました。…交換台の前で静かに青酸カリを飲み、…九名が自決しました	健全な情操の育成について必要な配慮を欠いている。	1-(5)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			。…職務に対する責任感を見た…真岡郵便局の殉職者は一九人にのぼります。…その交換手からもらい受けた交換手がいたことは分かっています。」			
227	415 - 418	上2- 下6	「イ GHQの占領政策」（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容Cの(2)のAの(ア)の「我が国の民主化と再建の過程…を基に、第二次世界大戦後の諸改革の特色や世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解すること。」）	2-(1)	
228	415	上9- 11	ポツダム宣言に則った諸改革は、GHQの看守のもと、主に日本が主体的に実行していきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「看守」では日本の占領統治について誤解する。）	3-(3)	
229	415	下10 -12	農業については農地改革を行い、…これにより地方の地主は没落し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「不在地主」と「地方の地主」との関係）	3-(3)	
230	417	上4- 5	通常の戦争犯罪	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「通常」）	3-(3)	
231	426 - 428	19- 上5	昭和三十四年（一九五九）までには、かつてフランスの植民地だったベトナム、イギリスの植民地だったマラヤ（後のマレーシア）が独立しました。…（巻末資料㉔「独立するアジア・中東諸国」参照）。	生徒にとって理解し難い表現である。 （488ページ図42には独立・成立年が「ベトナム1976年」「マレーシア1963年」とある。）	3-(3)	
232	433	下17 -18	「古代オリンピックと近代オリンピック」中、「武漢肺炎」 448ページ下段16行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （一般的な名称であるかのように誤解する。）	3-(3)	
233	444 - 445	囲み	「朝日新聞の誤報と蒸し返された韓国の請求権」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （韓国の請求権が蒸し返され、慰安婦像が建てられた経緯）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
234	444	中7- 下11	「朝日新聞の誤報と蒸し返された韓国の請求権」中、「アメリカのサンフランシスコに…職業売春婦ですから、性奴隷ではありませんでした。…死亡した事実もありません。」	健全な情操の育成について必要な配慮を欠いている。	1-(5)	
235	444	囲み 中 1-3	「朝日新聞の誤報と蒸し返された韓国の請求権」中、「韓国政府は従軍慰安婦へ補償するよう日本政府に求めるようになったのです。」	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。 (「従軍慰安婦」)	固有 1-(5)	
			444ページ囲み下段16-18行目「朝鮮で日本軍の命令により朝鮮女性を強制連行して従軍慰安婦にしたということを、」も同様。			
236	445	上2- 4	近年ロシアは北方領土で軍事施設の建設を進めていて、…実効支配をより強固なものにしつつあります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「実効支配」)	3-(3)	
237	460	表	年表中、「イスラム国が勢力を拡大(2014)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「イスラム国」を国家であるかのように誤解する。)	3-(3)	
238	461	囲み	「現代のまとめ」中、「産業」の「工場から排泄された」	誤記である。 (「排泄」)	3-(2)	
239	462	表	「政権担当者・出来事対照表」中、「奈良時代」の「道教 769 宇佐八幡宮神託事件」	誤植である。 (「道教」)	3-(2)	
240	462	表	「政権担当者・出来事対照表」中、「平安時代」の「宇多天皇 894 遣唐使廃止」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (102ページ上段11-12行目「寛平六年(八九四)、菅原道真の建議により、遣唐使は中止されました。」に照らして、遣唐使を廃止したかのように誤解する。)	3-(3)	
				る。)		
241	462	表	「政権担当者・出来事対照表」中、「平安時代」の「平清盛…1185 壇ノ浦の戦い(平氏滅亡)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平清盛の存命中に壇ノ浦の戦いが起きたかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
242	462	表	「政権担当者・出来事対照表」中、「鎌倉時代」の「源頼家 1203 北条時政、初代執権に」	生徒にとって理解し難い表現である。 (123ページ下段5-7行目「時政は…源実朝を三代将軍とし、自らは政所の別当となって、初代の執権となります。」に照らして、理解し難い。)	3-(3)	
243	463	表	「政権担当者・出来事対照表」中、「室町時代」の「⑤足利義量 1428 正長の土一揆」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (正長の土一揆が足利義量の将軍在任中に発生したかのように誤解する。)	3-(3)	
244	465	図1	「紀元前2世紀後半の世界」中、「大宛(だいおん)」	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	
245	465	図2	隋の統一	生徒にとって理解し難い図である。 (永濟渠を示す線, 「大和」)	3-(3)	
246	466	図4	壬申の乱要図 (672年)	生徒にとって理解し難い図である。 (水域を示す塗色, 山前の位置)	3-(3)	
247	466	図4	壬申の乱要図 (672年)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「難波宮」)	3-(3)	
248	467	図5	「7～9世紀の東アジアと日唐交通」の凡例中, 「唐の郡護府」	誤植である。 (「郡」)	3-(2)	
249	469	図9	源平の争乱 (治承・寿永の内乱) (全体) 466ページ図4「壬申の乱要図 (672年)」 (全体), 470ページ図10「守護	生徒にとって理解し難い図である。 (国境を示す線)	3-(3)	
			の配置」 (全体), 471ページ図11「承久の変 承久3年 (1221)」 (全体), 473ページ図15「建武の中興のときの戦い」 (全体), 473ページ図16「南朝方の拠点」 (全体), 474ページ			
			図18「義持・義教期の戦乱」 (全体), 475ページ図19「応仁の乱とその後」 (全体), 477ページ図23「信長の領土拡張」 (全体), 478ページ図24「秀吉の全国統一関係図」 (全体)			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			, 479ページ図26「大名の配置 寛文4年(1664)」(全体), 481ページ図30「尊王攘夷運動の展開」(全体), 482ページ図32「戊辰戦争」(全体)も同様。			
250	469	図9	「源平の争乱(治承・寿永の内乱)」中, 「鹿ヶ谷の陰謀」の「藤原成親、僧・俊寛らが…※鬼界ヶ島へ配流」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (誰が配流されたか示されていない。)	3-(3)	
251	469	図9	源平の争乱(治承・寿永の内乱) 同図中, 「②石橋山の戦い」も同様。	生徒が誤解するおそれのある図である。 (巖島の位置, 鎌倉の位置, 俱利伽羅峠の位置, 石橋山の位置)	3-(3)	
252	469	図9	「源平の争乱(治承・寿永の内乱)」中, 「④俱利伽羅峠の戦い」の「源義仲軍と平維盛軍の戦いで平氏大敗 平氏は西国へ都落ち」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平氏が都落ちした理由)	3-(3)	
253	471	図11	「承久の変 承久3年(1221)」中, 「承久の変の結果」の「①仲恭天皇(4歳)」	表記が不統一である。 (126ページ上段7-8行目「仲恭天皇は当時まだ満二歳」に照らして, 不統一である。)	3-(4)	
254	471	図12	モンゴル帝国の最大領域	生徒にとって理解し難い図である。 (元と高麗との関係)	3-(3)	
255	472	図14	「鎌倉仏教の登場」中, 「法華宗(日蓮)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (140ページ上段6行目「日蓮は日蓮宗の開祖となり、」に照らして, 理解し難い。)	3-(3)	
256	472	図14	「鎌倉仏教の登場」中, 「時宗(一遍)」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (仏教の系統における「時宗(一遍)」の位置づけについて誤解する。)	3-(3)	
257	473	図15	「建武の中興のときの戦い」中, 囲み「征西大將軍」 同図中, 「⑥石津の戦い」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (145ページ下段9-10行目「建武の中興はわずか三年足らずで頓挫し、」に照らして, 理解し難い。)	3-(3)	
258	474	図18	義持・義教期の戦乱	生徒が誤解するおそれのある図である。 (結城の位置)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-251		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
259	481	図30	尊皇攘夷運動の展開	生徒にとって理解し難い表現である。 (凡例不備)	3-(3)	
260	483	図33	「廃藩置県」中、「札幌(開拓使本町所在地)」	誤植である。 (「本町」)	3-(2)	
261	484	図34	清の領域	生徒が誤解するおそれのある図である。 (敦煌)	3-(3)	
262	486	図39	「北伐当時の支那」中、「端金」	誤植である。 (「端」)	3-(2)	
263	488	図42	独立するアジア・中東諸国	生徒にとって理解し難い図である。 (国境未画定地域と国家の領域との区別)	3-(3)	
264	488	図43	「東西冷戦の勢力図(1955年ごろ)」中、南樺太、ベトナム北部、キューバ及び囲み「米州機構」中のキューバ	生徒が誤解するおそれのある図である。 (塗色及び説明)	3-(3)	
265	492	図説明	「火焰型土器」中、「独特な形と残存率の高さから「縄文の白眉」と呼ばれる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「縄文の白眉」)	3-(3)	
266	498	図説明	「菩薩半跏像」中、「白鳳時代(7～8世紀)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (70ページ下段7-8行目「五九二年から七一〇年までの一一八年間を飛鳥時代といいます。」に照らして、飛鳥時代と白鳳時代の関係について理解し難い。	3-(3)	
)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。